

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に 係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

I 制定の趣旨

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号。以下「法」という。）の施行に伴い、法により省令に委任された事項等について定めるもの。

II 省令案の概要

1 共済事業

(1) 認可

- ① **共済事業に係る共済金額の上限**（法第2条関係） ※少額短期保険業における限度額を参考に設定
一の共済契約者に係る一の被共済者につき、共済金額の合計額について1,580万円とする。
- ② **純資産額の算定方法**（法第5条関係） ※認可特定保険業に関する命令（認特命令）と同様の内容を規定
貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（価格変動準備金に相当する額等を除く。）を控除する方法とすること等を定める。
- ③ **認可申請書の添付書類**（法第5条関係） ※認特命令と同様の内容を規定
共済事業の認可を受ける際の添付書類として、一般社団法人又は一般財団法人の登記事項証明書、共済事業に係る事業計画書等を定める。
- ④ **共済規程の記載事項**（法第5条関係） ※認特命令と同様の内容を規定
 - ・ 共済事業の実施方法に関する事項
共済の種類、共済契約者の範囲 等
 - ・ 共済契約に関する事項
共済金の支払事由、共済契約の無効原因 等
 - ・ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項
共済掛金及び責任準備金の計算の方法に関する事項 等

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑤財産的基礎（法第6条関係） ※消費生活協同組合と同水準

共済事業の的確な遂行のために必要な財産的基礎は、純資産額が1億円以上であることとする。

⑥労働災害等防止事業の審査基準等（法第6条関係） ※労働災害防止団体系を参考に規定

ア 共済団体は、中小事業主が行う事業に従事する者等について、次の事業を行うこととする。

- ・ 中小事業主が行う事業に従事する者等が行う労働災害等の防止のための活動を促進する事業
- ・ 労働災害等の防止に関する技術的な事項について相談、助言その他の援助を行う事業
- ・ 労働災害等の防止に関する情報及び資料を収集し、及び提供する事業
- ・ 調査及び広報を行う事業

イ 共済団体は、労働災害等防止事業を行うに当たっては、労働安全衛生法に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するよう努めなければならないこととする。

⑦共済規程の審査基準（法第6条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

ア 共済事業の実施方法に関する事項及び共済契約に関する事項

- ・ 共済契約の内容が、当該認可申請者の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。
- ・ 共済契約の締結等に関する同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。
- ・ 共済契約の解約による返戻金の開示方法が、共済契約者の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。
- ・ 共済金の支払基準が適正であること。 等

イ 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

- ・ 契約者価額の計算が、共済契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。
- ・ 当該書類に記載された事項に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑧特別の利益を与えてはならない申請者の関係者（法第6条関係）

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令・施行規則（公社公財令・公社公財則）と同様の内容を規定

申請者が特別の利益を与えてはならない申請者の関係者を規定する。

- ア 申請者の理事、監事又は使用人
- イ 申請者が一般社団法人である場合にあつては、その社員又は基金の拠出者
- ウ 申請者が一般財団法人である場合にあつては、その設立者又は評議員
- エ ア～ウに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- オ ア～エに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- カ エ～オに掲げる者のほか、ア～ウに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- キ イ～ウに掲げる者が法人である場合におけるその法人が事業活動を支配する法人
- ク イ～ウに掲げる者が法人である場合におけるその法人の事業活動を支配する者

⑨特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者（法第6条関係） ※公社公財令・公社公財則と同様の内容を規定

申請者が寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない者を規定する。

- ・ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ・ 社員その他の構成員又は会員若しくは特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者若しくは特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者（「社員等」という。）の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑩報酬等の支給の基準に定める事項（法第6条関係） ※公社公財則と同様の内容を規定

法第6条第9号に規定する理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

⑪共済契約者等の保護のために必要な基準（法第6条関係） ※認特命令及び信用金庫法施行規則と同様の内容を規定

- ・ 認可申請者が、共済事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- ・ 共済事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該申請者の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請者が共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有すること。

（2）業務

①標識の掲示（法第7条関係） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体が事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する標識の様式を定める。

②理事の資格等（法第9条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

理事又は監事となることができない心身の故障のため職務を適正に執行することができない者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

③他の事業を行う場合の行政庁の承認（法第10条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する事業以外の事業を行うことにつき承認を受けようとするときは、事業の種類、開始予定年月日等を記載した承認申請書及び添付書類を行政庁に提出しなければならない。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

④資産の運用方法の制限（法第11条関係） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体が共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行う方法は、次に掲げる方法とする。

ア 有価証券の取得（外貨建てのものを除く。）

国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券

イ 金融機関への預金又は貯金（外貨建てのものを除く。）

銀行、長期信用銀行、商工組合中央金庫、信用金庫又は信用金庫連合会、労働金庫又は労働金庫連合会、農林中央金庫、信用協同組合又は中小企業等協同組合法第9条の9第1項第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、水産業協同組合法第11条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第93条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは同法第97条第1項第2号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ウ 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの（外貨建てのものを除く。）

⑤当該共済団体と特殊の関係にある者（法第11条及び第33条関係）

※保険業法施行令・施行規則及び消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

共済団体と特殊の関係のある者（子会社等）は、次に掲げるものとする。

- ・当該共済団体の子法人等であるもの
- ・当該共済団体の関連法人等であるもの

（業務停止等について ※ 法第33条第1項）

行政庁は、共済団体の業務若しくは財産又は共済団体及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、業務の停止等を命ずることができる。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑥業務運営に関する措置（法第12条関係） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体は、その業務に関し、次の措置を講じなければならないこととする。

- 共済契約の共済募集等に関して行うべき説明の際に用いる書面について、共済契約者に対して書面を交付した上で、共済契約者から当該書面を受領した旨の署名や押印を得るための措置又はこれに準ずる措置
- 電気通信回線に接続している機器を利用して、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手続を行うものについては、共済契約の申込みをした者の本人確認、被共済者の身体の状況の確認等に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置
- 共済募集人の公正な共済募集を行う能力の向上を図るための措置
- 共済契約の締結、共済募集に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、共済団体及び共済募集人が、共済契約者及び被共済者に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（共済金額の上限等に関する措置）

- 一の被共済者について引き受ける共済の共済金額の合計額が1,580万円を超えないための適切な措置

（共済団体と他の者との誤認防止）

- 電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合には、利用者が当該共済団体と他の者を誤認することを防止するための適切な措置

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

（銀行等に共済募集を行わせる際の業務運営に関する措置）

- ・ 銀行、信用金庫および信用協同組合（以下「銀行等」）に共済募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な共済募集により当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営及び公正な共済募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の共済募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置

（内部規則等）

- ・ 共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する内部規則等を定めるとともに、理事及び監事又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備すること

（個人利用者情報の安全管理措置等）

- ・ 共済団体の取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置

（個人利用者情報の漏えい等の報告）

- ・ 共済団体の取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置

（返済能力情報の取扱い）

- ・ 共済団体が信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

（特別の非公開情報の取扱い）

- ・ 共済団体が業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

- ・ 共済団体の業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次の措置を講じなければならない。
 - ア 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
 - イ 当該業務の委託を受けた者（受託者）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
 - ウ 受託者が行う当該業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
 - エ 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、共済契約者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置
 - オ 共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑦共済事業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置（法第15条関係） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

- ・ 消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者に、共済契約者等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言指導を行わせることに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置は、次のいずれかとする。
 - ア 次に掲げるすべての措置を講じること
 - ・ 共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
 - ・ 共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則を整備すること。
 - ・ 共済事業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びに上記の業務運営体制及び内部規則を公表すること。
 - イ 消費者基本法第19条第1項又は第25条に規定するあっせんにより共済事業関連苦情の処理を図ること。
 - ウ 共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により共済事業関連苦情の処理を図ること。
- ・ 消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して5年以上である者とする。
 - ア 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
 - イ 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
 - ウ 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

- 共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に規定する認証紛争解決手続により図ることに準ずるものとして厚生労働省令で定める措置は、次のいずれかとする。
 - ア 弁護士会の会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は仲裁手続により共済事業関連紛争の解決を図ること。
 - イ 消費者基本法第19条第1項若しくは第25条に規定するあっせん又は同条に規定する合意による解決により共済事業関連紛争の解決を図ること。
 - ウ 共済事業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業関連紛争の解決を図ること。
- 共済団体は、次のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業関連苦情の処理又は共済事業関連紛争の解決を図ってはならない。
 - ア 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人
 - イ その業務を行う役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者がある法人

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

（3）経理

①業務報告書等（法第17条・第18条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

- ・ 業務報告書（行政庁に提出するもの）の記載事項、提出期日その他必要な事項を定める。
- ・ 業務及び財産の状況に関する説明書類（事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するもの）の記載事項その他必要な事項を定める。

②創立費の償却（法第20条関係）

※認特命令と同様の内容を規定

共済団体の成立後の最初の5事業年度の事業費に係る金額のほか、貸借対照表の資産の部に計上することができる金額として、定款の認証の手数料等を定める。

③契約者割戻し（法第21条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

契約者割戻しの計算方法及び契約者割戻し準備金について必要な事項を定める。

④価格変動準備金（法第22条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体の所有する資産のうち価格変動により損失が生じうるものとして厚生労働省令で定める資産は、上記1(2)④アの有価証券及び子会社株式とする。ただし、満期保有目的の債券は除くことができる。

当該資産については、資産の区分ごとに帳簿価額に一定率を乗じて計算した金額の合計額以上を価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該対象資産ごとに帳簿価額に一定率を乗じて計算した金額の合計額を限度額とする。

⑤責任準備金（法第23条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

責任準備金として、普通責任準備金、異常危険準備金及び契約者割戻し準備金を積み立てなければならないこととするほか、責任準備金の積立てに関し必要な事項を定める。

⑥支払備金（法第24条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

支払備金の積立てに関し必要な事項を定める。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

（４）監督

①共済事業の種類等の変更（法第25条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

共済事業の種類等の変更の認可を受ける場合の認可申請書の添付書類を定める。

共済事業の種類等の変更の認可を要しない軽微な変更として、関係法令の改正（条項の移動等法令の内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う変更を定める。

②共済規程に定めた事項の変更（法第26条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

共済規程に定めた事項の変更の認可を受ける場合等の認可申請書等の添付書類を定める。

共済規程に定めた事項の変更の認可を要しない軽微な変更として、関係法令の改正（条項の移動等法令の内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う変更を定める。

③定款の変更の認可（法第27条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

定款の変更の認可を受ける場合の認可申請書の添付書類を定める。

④届出事項（法第28条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

法第28条第1号から第4号までに定めるもののほか、共済団体が行政庁に届け出なければならない事項その他届出に関し必要な事項を定める。

- ・ 代表理事等の就任又は退任があった場合
- ・ 事務所の位置を変更した場合
- ・ 子会社が子会社でなくなった場合
- ・ 共済団体等において不祥事件が発生したことを知った場合 等

⑤共済団体がその経営を支配している法人（法第29条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

子会社その他共済団体がその経営を支配している法人として厚生労働省令で定めるものを、当該共済団体の子法人等のうち子会社以外のものとする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑥健全性の基準（法第31条関係） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

行政庁が共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる額は、基金等の額、価格変動準備金の額、異常危険準備金の額、評価・換算差額等とする。

通常の予測を超える危険に対応する額は、共済リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額、資産運用リスクに対応する額（価格変動等リスク、信用リスク及び子会社等リスク等の合計額）及び経営管理リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする。

⑦業務の停止等（法第33条関係） ※消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

ア 共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令は次のとおりとする。

支払余力比率に係る区分	命令
非対象区分（支払余力比率が200%以上であるもの）	—
第一区分（支払余力比率が100%以上200%未満であるもの）	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

支払余力比率に係る区分	命令
第二区分（支払余力比率が0%以上100%未満であるもの）	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 契約者割戻しの禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法の変更 五 事業費の抑制 六 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七 一部の事務所における業務の縮小 八 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止 九 子会社等の業務の縮小 十 子会社等の株式又は持分の処分 十一 法第十条第二項ただし書きにより行政庁の承認を受けた事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二 その他行政庁が必要と認める措置
第三区分（支払余力比率が0%未満であるもの）	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

イ 共済団体が、支払余力比率について該当していた区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、支払余力比率が確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合は、当該団体の区分に応じた命令は、当該計画の実施後に見込まれる区分に応じた命令とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

ウ 第三区分に該当する共済団体の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定める額を上回る場合等には、当該団体についての命令は、第二区分に係る命令を含むものとする。

エ 第三区分以外に該当する共済団体の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定める額を下回る場合等には、当該団体についての命令は、第三区分に係る命令を含むものとする。

（５）共済契約の移転等 ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

①共済契約の移転に係る備置書類（法第37条関係）

移転団体の理事が各事務所に一定期間備え置かなければならない書類は、移転契約書並びに移転団体及び移転先団体の貸借対照表とする。

②共済契約の移転に係る公告事項又は通知事項（法第37条関係）

- 一 移転先団体の商号、名称
- 二 移転先団体の主たる事務所の所在地
- 三 移転団体及び移転先団体の共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率
- 四 共済契約の移転後における移転対象契約に関するサービスの内容の概要
- 五 移転前後における契約者割戻しの方針並びに移転前における移転団体及び移転先団体の割戻しの額

③共済契約に係る債権の額（法第37条関係）

共済契約の移転に異議を述べた移転対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が、移転対象契約者の当該金額の総額の10分の1を超えるときは共済契約の移転をしてはならないところ、当該金額は、公告又は通知の時に被共済者のために積み立てるべき金額と未経過期間に対応する共済掛金の合計額とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

④共済契約移転手続中の契約に係る通知事項（法第37条関係）

共済団体が共済契約の移転の決議後に移転対象契約を締結するときに当該移転対象契約を締結する者に対し通知等しなければならない事項は、上記②の事項とする。

⑤共済契約の移転の認可の申請（法第37条関係）

共済契約の移転の認可を受ける際の添付書類として、理由書、移転契約書、移転団体及び移転先団体の社員総会等の議事録、貸借対照表、移転団体の財産目録等を定める。

⑥共済契約の移転の認可の審査（法第37条関係）

共済契約の移転の認可をするときに配慮する事項として、共済契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること、共済契約の移転後において共済契約に係る責任準備金が共済数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること等を定める。

⑦共済契約の移転後の公告事項（法第37条関係）

移転団体が共済契約の移転後に公告しなければならない事項は、共済契約の移転の公告及び異議申立ての手続の経過、移転先団体の名称等及び主たる事務所の所在地等とする。

⑧その他

所要の規定の整備を行う。

2 解散等

①解散等の公告（法第43条関係）※認特命令と同様の内容を規定

共済団体は、解散等の認可を受けて解散等の公告を行う場合において、当該共済団体を共済者とする共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を併せて示すものとする。

②合併共済団体の事前開示事項（法第44条関係）※認特命令と一社一財法と同様の内容を規定

吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人又は新設合併消滅法人が各事務所に一定期間備え置かなければならない書類は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第75条第2項に規定する計算書類等とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

③合併共済団体の公告事項（法第47条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

合併共済団体が官報での公告のほか定款で定めた方法による公告等を行わなければならない事項は、合併をする共済団体及び合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の名称及び住所等のほか、合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の純資産の額等とする。

④共済契約に係る債権の額（法第47条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

合併について異議を述べた共済契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が、移転対象契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは合併の承認の決議は効力を有しないところ、当該金額は、公告の時ににおいて被共済者のために積み立てるべき金額及び未経過期間に対応する共済掛金の金額とする。

⑤合併後の公告事項（法第47条関係） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

合併共済団体が合併後に公告しなければならない事項は、債権者の異議に係る手続の経過、吸収合併が効力を発生する日又は合併により設立する共済団体の成立の日、合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の本店又は主たる事務所の所在地とする。

⑥心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（法第48条関係）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

清算をする共済団体の清算人となることができない「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

⑦その他

所要の規定の整備を行う。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

3 共済募集 ※保険業法施行規則及び消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

①銀行等が共済募集人として共済募集を行うことのできる場合（法第54条関係）

銀行、信用金庫及び信用協同組合が共済募集人として共済募集を行うことのできる場合は、次の要件のいずれにも該当する場合とする。

ア 利用者の非公開金融情報が事前に書面等による利用者の同意を得ることなく共済募集に係る業務に利用されないこと、及び利用者の非公開共済情報が事前に書面等による利用者の同意を得ることなく共済募集に係る業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置を講じていること。

イ 共済募集の公正を確保するため、共済団体の名称の明示、共済契約の締結にあたり利用者が自主的な判断を行うために必要な情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

ウ 共済募集に係る法令等の遵守を確保する責任者を共済契約の募集に係る業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し共済募集を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置していること。

エ 銀行等が次に掲げる者（信用金庫等の会員又は組合員である者を除く。以下「銀行等共済募集制限先」という。）を共済契約者又は被共済者とする共済募集を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

- ・ 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている法人又はその代表者
- ・ 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている個人
- ・ 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている小規模事業者（常時使用する従業員の数が50人（特例銀行等である場合は20人）以下の事業者）が常時使用する従業員及び当該法人の役員（代表者を除く。）

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

オ 銀行等が、利用者が銀行等共済募集制限先に該当するかを確認する業務その他共済団体から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び共済募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置

カ 銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して利用者と応接する業務を行う者が、共済募集を行わないことを確保するための措置（当該銀行が特例銀行等である場合は、当該措置に代わるものとして厚生労働大臣が定める措置）

②特例銀行等に関する特例

特例銀行等とは、営業地域が特定の都道府県に限られているものとして厚生労働大臣が定める銀行等）であって、融資先従業員等を共済契約者として共済募集を行う場合において、次の各号に掲げる共済契約については、それぞれ当該各号の区分に応じ、共済契約者1人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済募集を行う旨の定めを共済募集の指針に記載しているものをいう。

ア 人の生存又は死亡に関し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済契約（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。） 1,000万円

イ 人が疾病にかかったこと等の事由に関し、一定額の共済金を支払うこと等を約し、共済掛金を収受する共済契約のうち厚生労働大臣が定めるもの 厚生労働大臣が定める金額

③協同組織金融機関に関する特例

信用金庫等が、事業に必要な資金の貸付けを受けている会員又は組合員の代表者を共済契約者として共済募集を行う場合、上記②ア及びイに掲げる共済契約については、それぞれ当該各号の区分に応じ、共済契約者一人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済募集を行う旨の定めを共済募集の指針に記載しなければならない。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

④情報の提供（法第55条関係）

共済団体、共済団体の役員又は共済募集人は、共済契約の内容その他共済契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、商品の仕組み、共済給付に関する事項等を記載した書面を用いて行う説明及び書面の交付等の方法により行うものとする。

⑤利用者の意向の把握等を要しない場合（法第55条関係）

共済契約者の保護に欠けるおそれがないものとして利用者の意向の把握を要しない場合は、被共済者が負担する共済掛金の額が零である共済契約等を取り扱う場合とする。

⑥社内規則等（法第55条関係）

共済募集人は、共済募集の業務を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

⑦個人利用者情報の安全管理措置等（法第55条関係）

共済募集人は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

⑧個人利用者情報の漏えい等の報告（法第55条関係）

共済募集人は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑨特別の非公開情報の取扱い（法第55条関係）

共済募集人は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

⑩自己契約に係る共済掛金の合計額（法第55条関係）

共済代理店が共済募集を行った共済契約に係る共済掛金の合計額のうち、自己契約に係る共済掛金の合計額が100分の50を超えることができないこととされているところ、当該共済掛金の合計額の計算方法は、共済代理店が直近の2事業年度において共済募集を行った共済契約又は自己契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

⑪将来における金額が不確実な事項（法第55条関係）

共済団体、共済団体の役員又は共済募集人が断定的な判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為が禁止される「将来における金額が不確実な事項」は、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する共済金等又は共済掛金とする。

⑫共済契約の締結又は共済募集に関する禁止行為（法第55条関係）

共済契約者の保護に欠けるおそれがあるものとして、共済団体、共済団体の役員又は共済募集人がしてはならない行為は、共済契約者又は被共済者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為等とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑬共済代理店の業務に関する帳簿書類の保存（法第55条関係）

- ・ 事務所ごとに帳簿書類を備えなければならない共済代理店の規模は、当該事業年度において2以上の所属共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介の業務に関して受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が10億円以上あるものとする。
- ・ 共済代理店である銀行等は、共済契約者ごとに共済契約の締結の日から5年間、帳簿書類を保存しなければならない。
- ・ 帳簿書類の記載事項は、共済契約の締結の年月日、共済契約の引受けを行う共済団体の名称、共済契約に係る共済掛金、共済募集に関して共済代理店である銀行等が受けた手数料、報酬その他の対価の額とする。

⑭その他

所要の規定の整備を行う。

4 その他

所要の規定の整備を行う。

5 施行期日

この省令は、法の施行の日（令和5年6月1日）から施行する。